

### 3、2026年度の最重要活動目標

学校現場においては、日頃様々な問題が生じています。その問題を職場の管理職や同僚に伝えるだけでは変えることが困難な場合も多く、愚痴で終わってしまうことが多いのが現状です。福島高教組の組合員であれば、職場の愚痴が意見となり、組合を通じて文部科学省をはじめとする各省庁・政党・国会議員・県教育委員会・県議会議員等に現場の声を届けることができ、問題の改善に大きく前進します。

(1) 分会内で定期的な交流の場（職場会等）を複数回設定し、組合員や非組合員との親睦を深め情報交換をする機会を増やしましょう。また、非組合員からも悩みや意見を聞く機会を積極的に作りましょう。

組合の存在意義を非組合員にも理解してもらうために、分会内交流（職場会）や普段の何気ない非組合員の悩みや意見を聞く機会を作ってください。また、組合員の悩みを解決するために必要に応じて分会内で校長との話し合いを行いましょう。休憩時間や勤務時間外なら校長との話し合いを行うことは組合員としての権利です。

(2) 持ち帰り業務をきちんと把握しましょう。

教材研究も勤務時間内が原則です。いざというときのために、持ち帰り業務の時間も手帳などに記録しておきましょう。

(3) 在校等時間の記録（勤怠管理システムへの打刻）は正しく行いましょう。

在校等時間の記録は、私たちの勤務実態を表すデータとして活用されます。正確な記録を行うことにより、実効ある働き方改革が実行されているかを県教委に示せます。持続可能な教育活動の実現および教職員のWell-Beingを目指し、正しい在校等時間を記録しましょう。

## 4、運動の具体的目標（青色が変更内容となります）

### 1 生活の充実・向上をはかる運動

- (1) 生活を維持・改善できる給与水準の確保と待遇改善をはかる。
- (2) 県人事委員会勧告で示された給与水準の堅持をはかる。
- (3) 高校及び特別支援学校教育職の専門性に立脚した給与体系の確立をはかる。
- (4) 人事評価の処遇への反映については、適正に行われるとともに、生涯賃金の縮減につながらない運用を求める。
- (5) 主務教諭や主幹教諭の設置にあたっては、職責に見合う待遇の確保をはかる。
- (6) 定期昇給制度を堅持させる。
- (7) 人材確保法を実効あるものとし、教職調整額 10%に加え、時間外勤務手当の支給をはかる。
- (8) 義務教育等教員特別手当の現行水準を堅持させ、支給制限の撤廃をはかる。
- (9) 特別支援学校教職員に係る給料の調整額及び調整数の引き上げをはかる。
- (10) 40歳台から50歳台後半層の給与について、職務と職責に応じた支給水準となるよう改善をはかる。
- (11) 55歳を超える教職員について、定期昇給の復活をはかる。
- (12) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえ、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとなるよう待遇の確保をはかる。
- (13) 高齢者部分休業制度を当該教職員が積極的に活用できるよう制度設計をはかる。
- (14) 再任用者の給与水準の改善と各種生活関連手当の支給改善をはかる。
- (15) 休職期間等換算基準及び職歴所有者に係る経験年数換算基準の改善をはかる。
- (16) 実習教員の2級格付け条件の改善及び年齢引き下げをはかる。
- (17) 学校司書、技能労務職員、養護助教諭、常勤講師の給与水準の改善をはかる。
- (18) 期末・勤勉手当の職務段階別加算区分の経験年数短縮をはかる。

(19) 通勤手当の引き上げとともに、新幹線や高速道路利用に際しての運用基準のさらなる緩和をはかる。

(20) 借家等に係る住居手当の引き上げをはかる。

(21) 寒冷地手当の支給要件の緩和をはかる。

(22) 扶養手当の引き上げをはかる。

(23) 単身赴任手当の引き上げとなるよう支給要件の改善をはかる。

(24) 特地勤務手当の引き上げをはかる。

(25) 産業教育手当、定時制通信教育手当の引き上げと支給要件の改善をはかる。

(26) 修学旅行及び部活動等の生徒引率指導業務手当の引き上げと支給要件の改善をはかる。

(27) 部活動指導業務手当の引き上げと支給要件の改善及び平日の部活動指導業務手当の新設をはかる。

(28) 高等学校における部活動の地域移行を推進しつつ、完全移行までは外部人材の活用をはかる。

(29) 週休日における部活動指導のための交通費に係る制度の新設をはかる。

(30) 部活動指導に関わる資格取得等の費用弁償に係る制度の新設をはかる。

(31) 学校現場の実態に即した旅費支給を求める。

(32) 「被服の支給等に関する要綱」を改善し、支給品目等の拡充をはかる。

(33) 時間講師等の会計年度任用職員における期末手当および勤勉手当の支給要件の緩和をはかる。

## 2 身分と権利の確立をはかる運動

- (1) 教育専門職にふさわしい勤務条件の確立と教育環境の整備をはかる。
- (2) 管理体制の強化に反対し、民主的な職場環境の整備をはかる。
- (3) 校務の削減を求め、持ち帰り仕事を含めた実質労働時間の短縮をはかる。**
- (4) フレックス勤務および変形労働時間制の導入にあたっては、本組合と話し合いの場をもつことを求める。
- (5) 人事評価の運用にあたっては、成果と課題について不斷の検証と見直しを求める。
- (6) 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励において、記録の対象となる研修を充実させるとともに、研修履歴や研修量を人事評価や懲戒処分の対象としないように求める。
- (7) 教職員が必要な研修を主体的に行える体制の確立をはかる。
- (8) 週休日等における各種大会の実施について、精選を求めながら、教職員の負担軽減をはかる。**
- (9) 平日に年休・振休等を取得しやすい環境の整備を求め、週休日等の出張に対する振替の完全実施をはかる。**
- (10) ボランティア休暇の取得要件の緩和と充実をはかる。
- (11) リフレッシュ年休やリフレッシュ休暇の改善をはかる。

- (12) 夏季休暇の日数拡大と取得しやすい環境の整備をはかる。
- (13) 継続的な治療を要する教職員に対し、通院休暇制度の新設をはかる。
- (14) 配偶者の出産休暇について、日数拡大をはかる。
- (15) 育児や介護を支援する休業・休暇について、取得しやすい環境の整備をはかる。
- (16) 病気休暇者に対して、十分な休暇期間の保障をはかる。
- (17) 「職務に専念する義務の免除」について、条件緩和と適正な運用を求める。
- (18) 舎監業務における勤務条件の改善と宿泊指導回数の軽減や舎監業務の外部人材移行をはかる。
- (19) 遠隔実習施設への通勤実態に即した勤務条件の改善をはかる。
- (20) 本人の希望するキャリアプランに基づく異動をすすめるとともに、円滑な異動の推進をはかる。
- (21) 人事異動に伴う課題を明らかにし、改善をはかる。**
- (22) 不当人事を排除し、民主的な人事行政の確立をはかる。
- (23) 統廃合や学級減及び学科転換・改編等の実施にあたっては早期の周知とともに、異動の優先をはかる。
- (24) 異動基準の適用にあたっては、教職員の年齢構成等、学校の実態を考慮した適正な異動の実現をはかる。
- (25) 異動に伴う別居及び遠距離通勤の解消をはかる。
- (26) 教科の専門性を考慮した教職員の配置をはかる。
- (27) 「職場民主化調査」を実施し、多忙化解消や適正な校務分掌など、諸問題の解決をはかる。**

(28) 適切な学校運営が行えるような管理職人事となるようはたらきかける。

(29) 計画的かつ継続的な教諭採用の促進をはかる。

**(30) 高齢期雇用の制度設計にあたり、60歳を超える教職員の割合に応じた加配を求めるなど、勤務実態を踏まえた意見反映をはかる。**

(31) 希望する教職員の再任用をはかる。

(32) 退職勧奨については、教職員が納得できる公正なものとなるようはたらきかける。

(33) 専門性を重視した実習教員の採用促進をはかる。

(34) 学校司書の県立学校完全配置をはかる。

(35) 妊娠が明らかになった教職員に対して、代替教職員の配置等を促進し、負担軽減をはかる。

(36) 病休、産休、育休、介護休暇及び長期研修者の補充教職員の完全充足をはかる。

(37) 実習教員の身分の確立と待遇改善をはかる。

(38) 実習教員の職務内容の明確化と公平化をすすめる。

(39) 技能労務職員の職務内容を明確化し、待遇改善をはかる。

(40) 学校司書の身分の確立と待遇改善をはかる。

(41) 学校事務職員の多忙化の解消をはかる。

(42) 養護助教諭の身分の確立と待遇改善をはかる。

(43) 時間講師の身分の確立と待遇改善をはかる。

(44) 常勤講師の身分の確立と待遇改善をはかる。

### 3 教育財政の確立をはかる運動

- (1) 積極的な教育活動を推進できるよう、教育予算の拡充をはかる。
- (2) 義務教育費国庫負担額について、全額国庫負担化をはかる。当面、現在の負担率3分の1から負担率2分の1への復元をはかる。
- (3) 地方交付税の法定率を引き上げ、地方財政の充実をはかる。
- (4) 高校及び特別支援学校単位費用を引き上げ、基準財政需要額の増額をはかる。
- (5) 公立高校授業料無償制度のさらなる研究をすすめる。
- (6) 次期定数改善計画の早期策定を求め、教職員定数の大幅増をはかる。
- (7) 高校「全日制30人、定時制20人学級」の実現をはかる。当面、35人学級の中学校・高校への実現をはかる。
- (8) 理振法、定通法、産振法による設備基準の改善と補助率の引き上げをはかる。
- (9) 特別支援教育の充実と振興のため、関係予算の増額をはかる。
- (10) 特別支援学校における児童生徒の増加に対応するため、教室不足の早期解消をはかる。
- (11) 特別支援学校における定数規定の改善をはかる。
- (12) 1学年4学級以上の学校に対し、副校長の配置をはかる。
- (13) 1学年4学級以上の学校に対し、教頭の複数配置をはかる。
- (14) 小規模校や分校・校舎校における充実した教育を保障するため、教職員の加配措置をはかる。
- (15) 1学年4学級以上の学校に対し、養護教諭の完全複数配置をはかる。

- (16) 学校司書の全校完全配置をはかる。
- (17) 学校事務職員の定数増と分校への単独配置をはかる。
- (18) 技能労務職員の削減に反対し、定数化をはかる。
- (19) 教育相談体制を充実させるため、相談室の整備と、スクールカウンセラーの複数配置をはかる。
- (20) スクールソーシャルワーカーの実効ある配置をはかる。
- (21) 学習支援員及び介助員の実効ある配置をはかる。
- (22) 部活動指導員の実効ある配置をはかる。
- (23) 進路アドバイザーの実効ある配置をはかる。
- (24) 農場管理等の宿日直を改善するため、農場代行員の配置拡大をはかる。
- (25) 「教員業務支援員」（スクールサポートスタッフ）の全校配置をはかる。
- (26) **会計業務や個別支援教育を担う専任の外部人材導入をはかる。**
- (27) ICT 支援員において、常勤職員の全校配置をはかる。
- (28) GIGA スクール運営支援センターのさらなる利活用をはかる。
- (29) スクール・ロイヤーの配置をはかる。
- (30) スクール・ガード・リーダーの配置をはかる。
- (31) 特別支援学校における就労支援員の配置をはかる。
- (32) 校舎の大規模改修・改築や校舎断熱化の推進をはかる。
- (33) 防災・安全のための施設・設備の充実をはかる。
- (34) 多忙化解消のために必要な各種機器や施策実現に向けた予算増額をはかる。
- (35) 総合学科校及び中高一貫校の施設・設備の充実をはかる。

- (36) 特別支援教育に係る合理的配慮に基づく施設・設備の充実をはかる。
- (37) 統廃合及び学科転換・改編等に伴う施設・設備の充実をはかる。
- (38) 定時制・通信制課程における施設・設備の充実をはかる。
- (39) 老朽化した実験・実習棟の改築促進をはかる。
- (40) 実習設備の充実を期し、学校現場の実態に即した積極的な更新をはかる。
- (41) 冷暖房設備のさらなる充実と使用期間の拡大をはかる。
- (42) 学校図書館設備の充実と図書購入費の増額をはかる。
- (43) 視聴覚器材や実験器具等の充実及び更新をはかる。
- (44) I C T 環境の整備促進とソフトウェア購入予算の充実をはかる。
- (45) 学校現場の実態に即した旅費の確保をはかる。
- (46) 実験実習費や修繕費の増額と農業・水産高校等の実習会計基準の改善をはかる。
- (47) 分校及びへき地教育を振興するため、環境の整備と充実をはかる。
- (48) 積雪地帯における除雪費と雪害復旧費の増額をはかる。
- (49) 授業料以外の教育活動に要する諸費用について、保護者等の負担軽減をはかる。
- (50) P T A 会費等の安いな値上げにつながらないよう、需用費等の増額をはかる。

## 4 教育文化の向上をはかる運動

- (1) 学校現場の意見を反映した教育改革の推進をはかる。
- (2) 教育改革等について研究を深め、諸課題の解決をはかる。
- (3) 教育研究集会を開催するなど、教研活動を積極的にすすめ、その成果を教育活動に反映させる。
- (4) 日高教全国教育研究集会等へ積極的に参加し、教育諸問題の解決をはかる。
- (5) 児童生徒と向き合う時間を確保するため、多忙化解消についての研究をすすめる。
- (6) 部活動のあり方について、問題点を明らかにし、改善をはかる。
- (7) 週休日における課外授業等のあり方について、問題点を明らかにし、改善をはかる。
- (8) 中高一貫教育のあり方について、問題点を明らかにし、改善をはかる。
- (9) 総合学科のあり方について、問題点を明らかにし、改善をはかる。
- (10) 高校入試制度の問題点を明らかにし、改善をはかる。
- (11) 高校における通級指導の円滑な導入に向け、研究をすすめる。
- (12) 高大接続の観点から、大学入試制度の改善に向け、研究をすすめる。
- (13) 生徒の適性に応じた雇用促進に向け、研究をすすめる。
- (14) 定時制・通信制課程、特別支援学校の在校生および卒業生の雇用促進に向け、研究をすすめる。
- (15) 部活動地域移行の推進に向け、公共のスポーツ・文化施設や学校施設の利用条件の緩和をはかる。
- (16) 保護者や地域社会と連携し、児童生徒の健全育成をはかる。

## 5 福利厚生の充実をはかる運動

- (1) 医療・年金制度の改善を求め、社会保障の充実をはかる。
- (2) 退職後の生活安定のため、退職給付の支給水準を堅持させる。
- (3) 教職員がいつでも利用できる休養室や更衣室等を整備し、職場環境の改善をすすめる。
- (4) 衛生委員会における産業医の民間委託を推進し、実効ある委員会の運営をすすめる。
- (5) 教職員の健康維持のため、予防医療体制と健康診断等の充実をはかる。
- (6) 教職員の健康相談及びメンタルヘルスケアの充実をはかる。
- (7) 老朽化した教職員住宅の改修をはかる。
- (8) 公立学校共済組合及び教職員互助会の事業内容の充実をはかる。
- (9) 公立学校共済組合の低利子貸付制度の拡充をはかる。
- (10) 公立学校共済組合の医療施設及び宿泊保養施設の改善と充実をはかる。
- (11) 地方公務員災害補償基金の管理運営の合理化と給付内容の向上をはかる。
- (12) 退職教職員互助会の運営改善をはかる。
- (13) 学校生活協同組合の運営改善をはかる。
- (14) 福島高教組「団体生命共済」全員加入の理念の浸透をはかるとともに、福島高教組「セット共済」の利用を促進し、組合員の福利厚生の向上と可処分所得の充実をはかる。
- (15) 労働金庫（ろうきん）の利用を促進し、組合員の可処分所得の向上をはかる。

## 6 国民的運動の展開

- (1) 憲法と教育基本法の精神に則り、平和と民主主義を推進する。
- (2) 教育に対する不当な政治的介入を排除し、教育の中立を守る。
- (3) 行財政改革による教育や福祉の予算削減に反対し、国民生活を擁護する。
- (4) 原子力関連施設の十分な安全確保と情報公開を求める。
- (5) 男女共同参画社会の実現をはかる。
- (6) 雇用の確保と正規雇用の促進をはかる。
- (7) 原爆被爆者の福祉増進のための運動を推進する。
- (8) SDGs（持続可能な開発目標）達成のための運動を推進する。

## 7 組織の拡大と強化をはかる運動

- (1) 定期大会等において、労働基本権回復を視野に、自律的な労使関係制度の構築に向けた運動等の理念浸透をはかり、組織を拡大強化する。
- (2) 組織改革を抜本的に行い、執行部業務の可視化と組合員への情報提供を積極的に行う。
- (3) 新採用教職員には個別に資料を手渡しすることで組織のPRに努め、1分会1獲得以上を目標に加入促進をはかる。
- (4) 若年層を中心とする講師職員に対して、各支部主催で教員採用試験対策学習会を実施し、分会においても参加を促すなどの情宣活動を積極的に行う。
- (5) 学校訪問やWebサイト、チラシ等の勧誘キット等を効率的に活用し、特別支援学校に対する情宣活動を積極的に行い、加入促進をはかる。
- (6) 教職員や学校教育を巡る諸課題についてGoogle Forms等でアンケート調査を積極的に実施し、組合員の意見の集約をはかる。
- (7) 支部・専門部について組織のあり方の見直しを図りつつ活動を活発に行い、意見の集約をはかる。
- (8) 分会の役割分担を細分化し、分会長を中心とした意欲的な分会の活動をはかる。
- (9) 職場会を定期的に開催し、分会活動の活性化と意志の集約をはかる。
- (10) 分会相互の交流を深め、合同職場会の開催を積極的にすすめる。
- (11) 支部や分会での研修とレク活動等を活発に行い、組合員相互の団結と親睦をはかる。
- (12) 高校会館の積極的な利用を推進する。
- (13) 他団体との協調については、福島高教組の主体性を堅持しつつも、県内でも積極的に取り組み、中央においては日高教との連携をはかる。

# 年間行事予定

議案書をご覧ください

## 第3号議案 実効ある組合活動を維持するための改革に関する件

### 1 こくみん共済coopセット共済 WEB 化推進に関する件

#### 1 提案理由

こくみん共済coopは、2025年からセット共済更新手続きの WEB 化をスタートしました。本組合では、セット共済の団体生命共済に全組合員が一律加入しており、毎年11月から12月にかけての時期に、紙の申込書の配付・回収による更新手続きを行っています。今後、こくみん共済coopにおいてセット共済WEBシステムの導入が推進されるにあたり、その内容について全組合員に早期に周知して理解を深めてもらいたいながら、本組合としてどのように対応していくべきか広く意見を求める。本組合における、セット共済WEBシステムの導入の可否については、2026年度の第79回定期大会にてあらためて議案を提出し、承認を得たいと考えています。

## 2 提案内容

### ①セット共済 WEB システムの全体概要

こくみん共済coopの「セット共済WEBシステム」の導入により、組合員や本部事務担当は自ら所有するスマートフォンやPC等を活用し、WEB環境にてペーパーレスでセット共済の更新手続きが可能となります。セット共済WEBシステムの利用にあたって、組合員は事前にマイページ登録と公式アプリのインストール等が必要になります。

### ②システム導入による変化について

組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所や時間を問わず書類の入力・提出が可能になる。</li> <li>・ペーパーレス化により申込用紙の紛失リスクが低減し、個人情報流出の未然防止につながる。</li> <li>・手続きの不備についての担当者からの問い合わせについて、時間を問わず内容の確認が可能になる。</li> <li>・共済契約証書・契約内容の確認がマイページで行える。</li> </ul>
高教組事務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書の配付・回収にかかる作業の負担が軽減される。</li> <li>・申込書紛失による個人情報流出リスクを軽減できる。</li> <li>・各種書類の輸送・保管・廃棄にかかる費用・時間が減少できる。</li> <li>・点検業務負荷が軽減される。</li> <li>・電話や電子メールでの対応時間を削減可能。</li> <li>・手続きの不備やそれ以外の問い合わせにもWEB上のコミュニケーション機能が活用でき、迅速な問い合わせ対応が可能になる</li> </ul>
こくみん共済 coop	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス化によるSDGs、カーボンニュートラルへの貢献となり、持続可能な社会の実現につながる。</li> </ul>

### ③システム導入の推進スケジュールについて

ア 2026年6月 第79回定期大会にて、WEB システム導入の承認

福島高教組とこくみん共済coopとの間で、「セット共済 WEB システム促進利用の取り組みに関する協定書」「セット共済 WEB システム利用に関する覚書」を締結

イ 2026年度～マイページ登録、公式アプリのインストールの推進（次年度以降も継続）

「アプリインストール支援チラシ（マイページ登録に必要な組合員個別の招待コードを記載）」を配付し、マイページ登録・アプリインストールを組合員に呼びかけ

ウ 2026年11月～2029年11月（4年間） セット共済更新手続き

申込書（紙）の配付・回収とWEB システムの併用（どちらかで更新手続き）

エ 2030年11月 セット共済更新手続き WEB システムによる手続きに一本化

2030年度（2031年3月31日）までに、福島高教組におけるセット共済 WEB システム導入を完了

### 3 今後の進め方について

- ①システム導入の承認については、2026年6月の第79回定期大会に提出する議案にてお諮りします。
- ②第79回定期大会までの期間、組合員の皆様より、本件についてのご意見・ご質問を隨時お受けします。ご意見・ご質問はメール（f.stu@f-kokyoso.org）にてお願いします。
- ③こくみん共済coopのマイページ登録・アプリインストールについては、すでにこれまで推進してきた取り組みであるため、定期大会での議案提出とは別に、継続して推進していきます。

## 第4号議案 規程の改正に関する件

今回提案はありません。

# 第5号議案 その他に関する件

## 1 支部提出議題

## 2 財政確立委員会答申に関する件（別紙）

### 財政確立委員会答申に関する件

#### 2025 年度 福島高教組 財政確立委員会 今後の福島高教組運動のあり方について《答申》案

2025 年 5 月 17 日(土)、小桧山淳執行委員長より「今後の福島高教組運動の在り方に関する審議について」諮問を受け、財政確立委員会が招集されました。委員会は、支部長 5 名と支部選出委員 3 名の計 8 名で構成されており、事務局として本部役員 2 名にも参加を求めています。諮問事項は次の通りです。

1. 今後の福島高教組運動のあり方と財政運営について
2. 支部活動のあり方について
3. 諸会議並びに行事等の精選について
4. 組織拡大に向けた取り組みについて

これまで 3 回実施した委員会における協議・検討を経て、諮問事項の審議結果を取りまとめ、本日、ここに「答申」を提出します。

## 1. 今後の福島高教組運動のあり方と財政運営について

福島高教組は、高校及び特別支援学校教職員の待遇並びに勤務条件の改善に向け、鋭意取り組みを展開してきました。近年は、「団塊世代」の大量退職や少子化を背景とする、教員定数の減少による採用減、若年者を中心とする未加入者の増加やその組合活動に対する認識の変化などにより、組合員数は減少の一途を辿っており、組合活動の根幹である各種交渉・要請活動を維持すべく、昨年度より本部役員の非専従化が開始されました。1956（昭和31）年以来、68年に及ぶ専従の歴史がいったん途切れるという大きな痛みを伴う改革は、組合員一人一人が組合員数の減少と時代の変化を認識せざるを得ない苦渋の決断であったと思います。

未だ、執行部を中心として非専従体制での組合活動を試行錯誤している最中ではありますが、過去3回の財政確立委員会を経て、今後も本組合が重点的に取り組むべき運動として下記の内容を提案いたします。

- (1) 教育制度や時代の変化により教職員を取り巻く環境を改善し続ける取り組みは更に重要となっており、県教委交渉を中心とする各種交渉・要請活動を維持する必要がある。尚、多忙化解消や教職調整額を含む待遇改善、遅々として進まない部活動の地域移行等、本県教育委員会との交渉だけでは十分に改善を望めない課題も数多く残されていることから、今後も日高教との連携を維持し、全国的な取り組みを継続していく必要がある。
- (2) 執行部はもとより、組合員一人一人が労働組合の存在意義を再認識し、労働組合だからこそ可能となる成果の実現に尽力し、各分会における小さくとも具体的な教育環境や労働環境の改善および福利厚生の充実等を通して、福島高教組の魅力を未加入者も含めて広く周知していく必要がある。財政状況の改善に向けた取り組みは年々重要性を増しており、行事の精選や開催方法の改善と合わせて、5年後、10年後を見据えた健全な財政を維持するための具体的な検討を望む。
- (3) 不当人事を排除し、組合員一人一人がその能力を存分に発揮できる人事異動を実現・維持していくために、今後も人事対策の取り組みを維持していく必要がある。
- (4) 今後組合員の減少に伴い組合予算も減少する予測である。組合費の値上げやさらなる予算削減を検討していく必要がある。

## 2. 支部活動のあり方について

支部体制については、本県の広域性や地域性等を踏まえ、地理的条件に基づく支部運営上の利便等に配慮し、これまで6支部体制を維持してきました。しかしながら、統廃合による支部内の学校数や組合員数等の変化および支部の規模や会計状況を踏まえ、第77回定期大会にて承認された県中支部と県南支部の統合、ふたば未来学園と富岡支援の相双支部への復帰が本年度より実施されています。

今後も県立高校改革後期実施計画が予定されており、2026年4月から実施される私立高校の無償化の影響で公立高校志願者数の減少が見込まれます。今まで以上に厳しい条件での統廃合が続していくことが予想され、各支部の運営も一段と厳しさが増すと考えられます。各支部にあっては、福島高教組の特色の一つである支部活動を維持していくために必要に応じて本部と連携しつつ、ベテランから若手へと伝統を受け継いでいけるよう、計画的かつ柔軟な組織運営となりますよう、組合員相互の連携を期待いたします。ただし、魅力的な支部活動がものとなり、一部の組合員の負担に依るものとならないよう、各支部の実情に応じ、前例にとらわれない改革にも勇気をもって取り組んでいただきたいと考えます。

### 3. 諸会議並びに行事等の精選について

近年の諸会議についてはコロナ禍への対応を目的としたリモートやハイブリッド形式での開催が、結果として厳しい財政状況下でも維持できる行事の在り方として定着してきました。今後、執行部を中心として非専従体制による新たな組織運営体制の構築を加速させることはもちろん、民主的な運営や共助の精神に則った上で全ての組合員が力を発揮できる組織運営や計画的な役員対策を充実させていただきたい。

### 4. 組織拡大に向けた取り組みについて

教職員を取り巻く厳しい情勢が続く中、新規採用者が少ないこともあり、福島高教組への新規加入者数は、2024年度3名、2025年度12名（12月末現在）と少ない状況が続いています。学校現場には、未だ多くの未加入者が存在しており、組織の拡大・強化は長年の課題ですが、未だ早急な改善策は見つかっていません。執行部では、高教組 web サイトに組合の活動がわかるサイトを作成しており、加入促進については、2025年度より加入を促すデータを作成して全組合員に複数回のメールが送信されており、個人単位でも活用可能な情報提供へと改善が進められています。各分会におかれましては、組合員一人一人が真摯に職務に向かう姿勢や人間的な魅力により若年者をはじめとする未加入者に本組合の存在意義を伝えるとともに、各分会での情宣・加入促進に向けた取り組みに期待いたします。